
参 考 資 料

1	交通局の震災対策	135
2	交通局の新型インフルエンザ等対策	136
3	交通局の風水害対策	137
4	東京都政策連携団体等	138
5	都営バス運転系統一覧表	139
6	運賃表	141
7	都民に対する運賃の優遇措置一覧表	151
8	事業所一覧表	153

1 交通局の震災対策

(令和7年4月1日現在)

1 基本計画 (1) 東京都地域防災計画（震災編） (2) 都政のBCP（オールハザード型 Step.1） (3) 東京防災アクションプラン） (4) 交通局危機管理対策計画（震災編） 2 東京都災害対策本部における交通局的分掌事務 (1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における他の局の応援に関すること。 3 交通局危機管理対策計画（震災編）の概要 (1) 震災予防計画 ア 施設の耐震化 橋梁及び高架駅柱の耐震補強工事等を実施 イ 防災設備 消火設備、避難設備、排煙設備、放送設備、通信設備、地震計、早期地震警報システム、非常用予備電源設備、浸水防止設備、災害情報システム、防災行政無線等を設置 ウ 訓練等 異常時総合訓練、自然災害防止訓練等の局訓練のほか、東京都総合防災訓練等その他の訓練を実施 エ 広報 ポスター、広報誌及びホームページによる広報活動や各種表示の明確化等を実施 オ 災害用物品等の備蓄 応急手当医薬品、非常災害用保存食品を各所属に配備 (2) 震災応急活動計画 ア 交通局災害対策本部の設置 指揮命令、情報連絡活動等を円滑に遂行するため、交通局災害対策本部を設置する。 イ 配備態勢 計画に基づき配備態勢をとる。 ウ 初動態勢 交通局災害対策本部を開設するまでの暫定措置として、各事業所は、初期活動を実施する。	エ 情報連絡 連絡時期、内容等を定め、的確な情報連絡を行う。 オ 応急活動 お客様の安全確保、避難誘導を確実に行うとともに、的確な情報連絡を行う。 (3) 震災復旧活動計画 ア 緊急点検 施設の損傷による二次災害の防止及び早期の営業再開を図るため、直ちに緊急点検を実施する。 イ 施設の復旧活動 緊急点検結果に基づき、施設の復旧活動を関係会社と協力して実施する。 ウ 営業再開 安全が確認され次第、速やかに各事業の営業を再開する。
	交通局危機管理対策計画の構成図

2 交通局の新型インフルエンザ等対策

(令和7年4月1日現在)

1 基本計画 (1) 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 (2) 交通局危機管理対策計画（新型インフルエンザ等編） (3) 交通局BCP（新型インフルエンザ等編） 2 東京都新型インフルエンザ等対策本部における交通局の分掌事務 (1) 都営交通機能の維持に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等の発生時における他の局の局の応援に関すること。 3 交通局危機管理対策計画（新型インフルエンザ等編）の概要 (1) 基本項目 ア 情報提供・共有 お 客 様へ迅速に情報提供を行うとともに、関係機関等との情報共有を図る。 イ 都民相談（都民からの問合せ対応） 運 行 状 況 や 局 所 掌 事 務、都の主な対策について問合せに対応できる体制を整える。 ウ 感染拡大防止 様 々 な 感 染 拡 大 防 止 策 を 実 施 す る と と も に、関係機関等へ協力要請を行う。 エ 予防接種 特 定 接 種 対 象 者 へ の 予 防 接 種 の 検 討 ・ 実 施 を 行 う。 オ 都民生活及び経済活動の安定の確保 区 市 町 村 に よ る 平 常 時 の ご み 処 理 の 維 持 が 困 難 な 場 合 は、ごみ排出回数や処理について状況を把握し、排出抑制への協力を行う。 カ 都市機能の維持 都 営 交 通 の 機 能 の 維 持 の た め、要員確保策を実施するとともに、庁舎での感染拡大防止策を行い職員 の 健 康 管 理 を 徹 底 す る。 (2) 発生段階別対応 ア 未発生期 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集を行うとともに、体制整備を推進する。 イ 海外発生期 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した際の対策等について局内や関係機関等に情報提供を行う。 ・ マスク支給等の感染防止策や特定接種の実施準備、連絡体制の強化等、都内発生に備えた体制整備を図る。 ウ 国内発生早期（都内未発生） ・ 感染拡大防止策等を行いつつ、都内での発生に備える。 ・ 最新の発生状況及び都・局の感染拡大防止策を周知し、お客様への情報提供を行う。	エ 都内発生早期 ・ 引き続き、感染拡大防止策等を行う。 ・ 最新の発生状況及び都・局の感染拡大防止策を周知し、お客様への情報提供を行う。 ・ 都営交通機能を維持するため、感染拡大に備えた体制の整備を図る。 オ 都内感染期 ・ 引き続き、感染拡大防止策等を行う。 ・ 最新の発生状況及び都・局の感染拡大防止策を周知し、お客様への情報提供を行う。 ・ 都民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため都営交通の事業活動を継続する。 カ 小康期 ・ 都営交通をはじめ局事業の回復を図るとともに、流行の第二波に備える。	新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 安全対策推進課による発生情報収集 新型インフルエンザの発生情報入手 発生情報の確認・情報収集の強化 「交通局危機管理対策会議」の開催 「交通局新型インフルエンザ等対策本部」の設置 各事業所は新型インフルエンザ等対策緊急会議開催 ※都対策本部設置後、直ちに設置 「都対策本部」設置 ※政府対策本部が設置されれば、直ちに設置 「都対策本部」廃止 ※政府対策本部廃止時知事による終息宣言を行い、都本部を廃止 「交通局新型インフルエンザ等対策本部」の廃止 ※都対策本部が廃止されれば、局本部も廃止 発生 未発生期 海外発生期 国内発生早期 都内発生早期 都内感染期 小康期
--	--	--

3 交通局の風水害対策

(令和7年4月1日現在)

1 基本計画 (1) 東京都地域防災計画（風水害編） (2) 都政のBCP（オールハザード型 Step.1） (3) 交通局危機管理対策計画（風水害編） 2 東京都地域防災計画に定めのある交通局の分掌事務 (1) 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における他の局の応援に関すること。 3 計画の方針 東京都地域防災計画（風水害編）における風水害発生前から応急復旧活動までの6段階に状態を整理	4 交通局危機管理対策計画（風水害編）の概要 (1) 局の活動体制等 ア 交通局災害対策本部の設置・運営 各事業の応急活動を推進し、その後の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、交通局災害対策本部を設置する。 イ 職員の初動態勢 発令形式：個別発令 非常配備態勢の配備職員の区分を基本として、本部長がその都度定める。 ウ 情報連絡 内容の混乱を防止し、的確な情報連絡を行うため、情報連絡体制に従い、報告を行う。 エ 広報 平常時・非常時・営業再開時における広報活動を行う。 オ 関連事業及び契約事務・会計事務 当局所有ビル、構内営業施設、広告媒体及び通信設備等の被災状況、応急対策実施状況等について情報収集を行う。 カ 東京都地域防災計画に基づく活動 都本部から避難に関する協力要請を受けた場合は、可能な限り、都営バス、都営地下鉄等による輸送協力を行う。 (2) 事業別策定 ア 都営地下鉄 予防対策、応急活動・復旧活動計画、強風対策 イ 都営バス 予防対策、応急活動・復旧活動計画、強風対策 ウ 都電 予防対策、応急活動・復旧活動計画、強風対策 エ 日暮里・舎人ライナー 予防対策、応急活動・復旧活動計画、強風対策 オ 発電所 予防対策、応急活動・復旧活動計画																				
<table><tr><td>風水害発生又は 応急復旧活動の段階</td><td>主な状態</td><td>主な対応</td></tr><tr><td>1 事前情報収集期</td><td>台風や集中豪雨等による災害発生のおそれがある状態</td><td>・気象情報の収集 ・河川の水位情報収集 ・連絡体制の確認</td></tr><tr><td>2 情報監視期</td><td>注意報等を受信し、今後の展開予測、態勢の確認等が必要な状態</td><td>・降雨状況の監視 ・計画運休の情報発信</td></tr><tr><td>3 情報連絡期</td><td>警報を受信し、応急対策、避難準備等が必要な状態</td><td>・計画運休の実施 ・避難誘導 ・止水板、土のうの設置等の浸水防止策</td></tr><tr><td>4 災害即応期</td><td>対応すべき災害発生のおそれがある状態又は災害が発生した状態</td><td>・車両避難 ・運転規制 ・防水ゲートの閉扉</td></tr><tr><td>5 応急対応期</td><td rowspan="2">台風や集中豪雨等が終息した状態</td><td>・応急復旧作業 ・運転規制解除</td></tr><tr><td>6 災害復旧期</td><td>・本格的復旧作業</td></tr></table>	風水害発生又は 応急復旧活動の段階	主な状態	主な対応	1 事前情報収集期	台風や集中豪雨等による災害発生のおそれがある状態	・気象情報の収集 ・河川の水位情報収集 ・連絡体制の確認	2 情報監視期	注意報等を受信し、今後の展開予測、態勢の確認等が必要な状態	・降雨状況の監視 ・計画運休の情報発信	3 情報連絡期	警報を受信し、応急対策、避難準備等が必要な状態	・計画運休の実施 ・避難誘導 ・止水板、土のうの設置等の浸水防止策	4 災害即応期	対応すべき災害発生のおそれがある状態又は災害が発生した状態	・車両避難 ・運転規制 ・防水ゲートの閉扉	5 応急対応期	台風や集中豪雨等が終息した状態	・応急復旧作業 ・運転規制解除	6 災害復旧期	・本格的復旧作業	
風水害発生又は 応急復旧活動の段階	主な状態	主な対応																			
1 事前情報収集期	台風や集中豪雨等による災害発生のおそれがある状態	・気象情報の収集 ・河川の水位情報収集 ・連絡体制の確認																			
2 情報監視期	注意報等を受信し、今後の展開予測、態勢の確認等が必要な状態	・降雨状況の監視 ・計画運休の情報発信																			
3 情報連絡期	警報を受信し、応急対策、避難準備等が必要な状態	・計画運休の実施 ・避難誘導 ・止水板、土のうの設置等の浸水防止策																			
4 災害即応期	対応すべき災害発生のおそれがある状態又は災害が発生した状態	・車両避難 ・運転規制 ・防水ゲートの閉扉																			
5 応急対応期	台風や集中豪雨等が終息した状態	・応急復旧作業 ・運転規制解除																			
6 災害復旧期		・本格的復旧作業																			

4 東京都政策連携団体等

1 東京都政策連携団体

■ 東京交通サービス(株)

※ 東京交通サービス(株)は、都が関与すべき団体の定義・名称等の見直しに伴い、平成31年4月1日に東京都政策連携団体の指定を受けた。今後、自立的な経営環境を確立し、駅務機器、電気設備、車両、土木等、各部門の保守業務を一体的・横断的に管理する総合保守管理を担う団体として、交通事業者の至上命題である「安全・安心の確保」と公営企業として求められる「経営の効率化」を両立させるために当団体を活用していく。

2 事業協力団体

■ 東京トラフィック開発(株)

■ (株)はとバス

■ (株)東京交通会館

■ (一財)東京都営交通協力会

5 都営バス運転系統一覧表

(令和7年4月1日現在)

営業所	系 統	運 行 区 間	系統キロ	備 考
品 川 (9系統)	市黒井品品反品品99	新 橋 駅 前 (勝どき駅前) 豊 洲 市 場 目 黒 駅 前 千駄ヶ谷駅前 品川駅港南口 (八潮パークタウン) 品川駅港南口 大井町駅東口 (八潮パークタウン) 大井町駅東口 大井競馬場前 目 黒 駅 前 品川駅港南口 天王洲アイル駅前 五 反 田 駅 六本木ヒルズ 品川駅港南口 大 田 市 場 品川駅港南口 (品川埠頭) 品川駅港南口	5.180 6.585 10.190 6.820 7.976 1.810 7.060 8.420 6.860	《循環》 《循環》 《循環》
※ 港南支所 (9系統)	都急橋田反浜井井田99	晴海五丁目ターミナル 四 谷 駅 森 下 駅 前 日本科学未来館 目 黒 駅 前 新 橋 駅 前 品川駅港南口 (高浜橋) 田 町 駅 東 口 五 反 田 駅 赤 羽 橋 駅 前 品川駅港南口 東 京 タ ワ ー 大井町駅東口 (天王洲アイル) 大井町駅東口 大井町駅東口 大井水産物埠頭前 品川駅港南口 (芝浦埠頭) 田 町 駅 東 口	8.475 10.268 8.050 2.680 4.370 9.545 6.090 6.245 4.165	都市新バス ラビットバス 《循環》
渋谷 (6系統)	都RH学都学田87	渋谷駅 前 (六本木駅前) 新 橋 駅 前 渋谷駅 前 六本木ヒルズ 渋谷駅 前 日赤医療センター前 渋谷駅 前 (天現寺橋) 新 橋 駅 前 恵比寿駅前 日赤医療センター前 渋谷駅 前 田 町 駅 前	5.510 3.015 2.125 8.310 1.610 5.700	都市新バス 学バス 都市新バス 学バス
※ 新宿支所 (5系統)	C・H宿宿宿早渋谷88	新宿駅西口 (都庁第一本庁舎) 新宿駅西口 新宿駅西口 東京女子医大前 新宿駅西口 三 宅 坂 早大正門 (渋谷駅東口) 早大正門 渋谷駅 前 (神谷町駅前) 新 橋 駅 前	1.900 3.525 7.135 16.323 6.367	《循環》 《循環》
小滝橋 (6系統)	学飯橋飯飯上高71	高田馬場駅前 早大正門 小滝橋車庫前 都営飯田橋駅前 小滝橋車庫前 新 橋 駅 前 小滝橋車庫前 (九段下) 小滝橋車庫前 小滝橋車庫前 (上野公園) 小滝橋車庫前 高田馬場駅前 九 段 下	2.186 5.889 10.524 14.028 16.396 6.545	学バス 《循環》 《循環》
※ 杉並支所 (4系統)	渋谷王宿品97	阿佐ヶ谷駅前 渋谷駅 前 新宿駅西口 王 子 駅 前 新代田駅前 新宿駅西口 品川駅高輪口 新宿駅西口	12.350 18.270 8.210 10.285	京王バスと共同運行 港南、新宿と共管
早稲田 (3系統)	上早池86	早 稲 田 上野松坂屋前 早 稲 田 新宿駅西口 池袋サザンシティ (渋谷駅東口) 池袋サザンシティ	8.700 4.819 20.174	《循環》
青梅支所 (4系統)	梅梅梅梅77	青梅車庫前 花小金井駅北口 裏 宿 町 (岩蔵温泉・黒沢) 裏 宿 町 裏 宿 町 上 成 木 裏 宿 町 河 辺 駅 北 口	29.040 26.560 18.220 7.330	《循環》
巢 鴨 (8系統)	上都茶里茶上草草64	東大構内 (上野公園山下) 東大構内 大塚駅前 錦糸町駅前 東大構内 (御茶ノ水駅前) 東大構内 日暮里駅前 見沼代親水公園駅前 駒込駅南口 秋葉原駅前 池袋駅東口 上 野 公 園 池袋駅東口 (巣鴨駅前) 浅草寿町 池袋駅東口 (王子駅前) 浅草雷門南	5.875 10.419 4.080 10.900 5.887 9.938 13.316 12.966	《循環》 都市新バス 《循環》 千住と共管
北 (6系統)	王王東王王王57	池袋駅東口 西新井駅前 王子駅前 (王子五丁目) 新田一丁目 荒川土手操車所前 東京駅丸の内北口 王子駅前 北千住駅前 王子駅前 (ハートアイランド東) 新田一丁目 赤羽駅東口 豊島五丁目団地	11.050 3.803 12.300 9.780 4.566 6.565	学バス《循環》
練馬支所 (4系統)	学池練68	目 白 駅 前 (日本女子大) 目 白 駅 前 練馬車庫前 新宿駅西口 練馬車庫前 池袋駅東口 練 馬 駅 (練馬総合病院入口) 目 白 駅 前	3.256 12.740 8.330 5.540	学バス《循環》

※路線バスの管理の委託を実施している支所

営業所	系 統	運 行 区 間		系統キロ	備 考
千 住 (5系統)	草 41	足立梅田町	浅草寿町	8.402	
	草 43	足立区役所	浅草雷門	8.195	
	端 44	北千住駅前	駒込病院前	6.895	
	北 47	足立清掃工場前	北千住駅前	9.685	
	王 49	千住車庫前	王子駅前	10.150	
南千住 (5系統)	都 08	日暮里駅前	錦糸町駅前	7.180	都市新バス
	里 22	日暮里駅前	亀戸駅前	9.416	
	錦 40	南千住駅東口	錦糸町駅前	7.905	
	東 42	南千住車庫前	東京駅八重洲口	7.147	
	上 46	南千住駅東口	上野松坂屋前	8.103	
※ 青戸支所 (5系統)	上 23	平井駅前	上野松坂屋前	11.093	《循環》臨海と共管
	上 26	亀戸駅前	上野公園	9.625	
	平 28	東大島駅前 (平井駅前)	東大島駅前	6.360	
	錦 37	青戸車庫前	錦糸町駅前	8.080	
	草 39	金町駅前	上野松坂屋前	12.740	
江 東 (8系統)	急行05	錦糸町駅前	日本科学未来館	14.456	ラビッドバス 都市新バス
	都 07	錦糸町駅前	門前仲町	6.840	
	錦 18	錦糸町駅前	新木場駅前	7.100	
	陽 20	東陽町駅前 (江東高齢者医療センター)	東大島駅前	6.506	
	亀 21	東陽町駅前	亀戸駅前	7.580	《循環》
	東 22	錦糸町駅前	東京駅丸の内北口	8.080	
	亀 23	亀戸駅前 (江東高齢者医療センター)	亀戸駅前	10.720	
	門 33	亀戸駅前	豊海水産埠頭	10.604	
江戸川 (11系統)	西葛20	西葛西駅前 (新田住宅)	なぎさニュータウン	4.030	
	新小21	西葛西駅前 (船堀駅前)	新小岩駅前	7.900	
	葛西21	葛西駅前	葛西臨海公園駅前	4.795	
	新小22	葛西駅前 (一之江駅前)	新小岩駅前	8.244	
	亀 24	葛西橋	亀戸駅前	4.966	
	錦 25	葛西駅前 (船堀駅前)	錦糸町駅前	9.960	
	西葛27	西葛西駅前	臨海町二丁目団地前	3.420	
	錦 27	小岩駅前	両国駅前	12.703	
	錦 28	東大島駅前	錦糸町駅前	4.750	
	臨海28	一之江橋西詰	葛西臨海公園駅前	7.810	
※ 臨海支所 (15系統)	亀 29	なぎさニュータウン	亀戸駅前	10.520	港南と共管 京成タウンバスと共同運行
	錦 11	錦糸町駅前	築地駅前	6.175	
	新小20	東新小岩四丁目	一之江駅前	8.320	
	門 21	東大島駅前	門前仲町	8.742	
	葛西22	葛西駅前 (今井)	一之江駅前	5.568	
	臨海22	臨海車庫	船堀駅前	5.160	
	錦 22	臨海車庫	錦糸町駅前	9.160	
	平 23	葛西駅前	平井駅前	8.246	
	草 24	東大島駅前	浅草寿町	8.610	
	葛西24	船堀駅前 (葛西駅前)	なぎさニュータウン	6.440	
	亀 26	今井	亀戸駅前	7.128	
	秋 26	葛西駅前	秋葉原駅前	12.365	
	西葛26	船堀駅前	葛西臨海公園駅前	10.960	
	船 28	船堀駅前	篠崎駅前	6.620	
	両 28	葛西橋	両国駅前	7.400	
深 川 (10系統)	新小29	葛西駅前	東新小岩四丁目	9.938	江東区コミュニティバス しおかぜ《循環》 《循環》 都市新バス 《循環》
	江東01	潮見駅前 (本郷二・民已駅前・豊洲駅前)	潮見駅前	15.250	
	豊洲01	豊洲駅前 (キヤナルコート)	豊洲駅前	2.500	
	都 05	晴海埠頭	東京駅丸の内南口	5.470	
	業 10	新橋	とうきょうスカイツリー駅前	12.850	
	木 11	木場駅前 (新木場駅前)	東陽町駅前	13.210	
	陽 12	東陽町駅前	昭和大学江東豊洲病院前	3.930	
	錦 13	錦糸町駅前	晴海埠頭	9.640	
	東 15	深川車庫前	東京駅八重洲口	7.924	
有 明 (3系統)	東 16	東京駅八重洲口	東京ビッグサイト	8.710	都市新バス
	門 19	深川車庫前	門前仲町	6.390	
	海 01	門前仲町	東京レボート駅前	10.030	
	波 01	東京レボート駅前	中央防波堤	5.289	
	都 04	豊海水産埠頭	東京駅丸の内南口	4.340	
合 計		126系統		1,061.471	1系統当たり平均営業キロ数 8.424km

※路線バスの管理の委託を実施している支所

6 運 賃 表

(1) 乗合バス

(単位：円)

(令和7年4月1日現在)

券 種 別			運 賃			備 考	
普 通 券	区 分		大 人	小 児		1 小児は6歳以上12歳未満 (12歳の小学生を含む。) 2 幼児は1歳以上6歳未満 (6歳未満の未就学児を含む。) 大人又は小児が同伴する場 合は二人まで無料 それ以外の場合は小児とし て扱う。 3 乳児(1歳未満)は無料 4 IC運賃は1枚のICカー ドで、運賃全額を一度にお 支払いいただく場合に適用 5 定期券の通用区間 (1) フリーカードとして発売 特別区内の都営バスは全て 有効 (2) 学バス系統 指定した系統のみ有効 (3) 民営バスとの乗入系統 ①民営バスとの共通定期発売 ②指定した系統の指定した乗 車区間のみ有効 6 定額定期券はH10.10.20から 一部車両の車内及び営業所 で、H11.2.26から全車両の 車内及び営業所(23区内)で発 売開始 通用期間は有効開始日から 1か月＋3日間(10,000円) 7 系統指定定期券 豊洲01系統 H16.4.1から深川営業所及 び豊洲01系統の車内で発売開 始 通用期間は有効開始日から 1か月＋3日間(4,000円) 8 通勤定期券は持参人式 (記名PASMOは除く) 9 H10.4.4から通勤定期券で 環境定期券制度を実施 10 都バス一日乗車券は H10.4.1窓口発売、使用開 始 H11.3.1車内発売開始	
	特 別 区	一 般	210 ＜IC 210＞	110 ＜IC 105＞			
		シャトルバス	190 ＜IC 189＞	100 ＜IC 95＞			
		学 バ ス	180 ＜IC 178＞	90 ＜IC 89＞			
		深夜バス	420 ＜IC 420＞	210 ＜IC 210＞			
	多 摩	対キロ区間制	初乗り 180 ＜IC 178＞	初乗り 90 ＜IC 89＞			
定 期 券	特 別 区	区分		一般	学 生		
					大人	中学生	小児
		フリー カード	1か月	9,450	7,560	6,930	3,780
			3か月	26,930	21,550	19,750	10,780
			6か月 (ICのみ)	51,030	40,820	37,420	20,410
			定額	10,000	—	—	—
		区分		通勤	通 学		
					大人	中学生	小児
		学バス	1か月	8,100	6,480	5,940	3,240
			3か月	23,090	18,470	16,930	9,240
	共通 定期券	渋66 (京王)	1か月	9,450	7,560	6,930	3,780
			3か月	26,930	21,550	19,750	10,780
		新小20 錦27 (京成)	1か月	9,450	7,560	6,930	3,780
			3か月	26,930	21,550	19,750	10,780
		王78 (関東 国際)	1か月	9,450	7,560	6,930	3,780
			3か月	26,930	21,550	19,750	10,780
	多 摩 (共通定期券を含む。)		次頁定期運賃の算出方法参照				
PASMO (ICカード、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO)			発 売 額		初回発売はデポジット500円を含む。(モバイルPASMO及びApple PayのPASMOを除く。) 繰り返しチャージして使用可 PASMO加盟事業者及びSuica取扱事業者 その他、Kitaca、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCAの各事業者間で相互利用可		
			1,000円 から 20,000円 (1,000円単位)				

参考資料

					11 H17. 11. 1から江東区コミュニティバス「しおかぜ」運行
一日乗車券	特別区	都営バス 一日乗車券	大 人	小 児	開始 運賃 大人・小児とも100円
			500	250	12 H19. 3. 18から I C カード乗車券「P A S M O」を導入「都営バス I C 定期券」「都営バス I C 一日乗車券」を発売 13 H25. 3. 23から交通系 I C カード全国相互利用開始

定期運賃の算出	多摩地域（共通定期券を含む。）定期運賃の算出方法				
	通勤 1 か月	普通運賃×60×0.75			
	通学 1 か月(大人)	普通運賃×60×0.6			
	通学 1 か月(中学生)	普通運賃×60×0.55			
	通学 1 か月(小児)	通学 1 か月(大人)運賃×0.5			
	通勤 3 か月	通勤 1 か月運賃×3×0.95			
	通学 3 か月(大人)	通学 1 か月(大人)運賃×3×0.95			
	通学 3 か月(中学生)	通学 1 か月(中学生)運賃×3×0.95			
	通学 3 か月(小児)	通学 3 か月(大人)運賃×0.5			
	乗継定期	2 系統にわたって乗車できる定期券 基準運賃額は、乗降停留所相互間の「合算キロ数に基づく対キロ区間制運賃」又は、それぞれの普通旅客運賃の「併算額」のいずれか低額となる額とし、通常の定期と同様の方法により計算する。			
の算出	通勤通学定期	多摩地域の全乗車区間について、通勤定期運賃と通学定期運賃(大人)の合算額の25%(乗車経路が一周コースとなるような場合)、全乗車区間往復する場合は50%			
	端数日付き定期	多摩地区の通学定期については、最高29日まで(2月の末日にわたる場合は平年27日、閏年28日)の端数日のついた定期を乗客の希望により発売する。運賃の計算方法は、次のとおり			
	通学 1 か月(大人)	基準運賃×(30+端数の日数)×2×0.6			
	通学 1 か月(中学生)	基準運賃×(30+端数の日数)×2×0.55			
	通学 1 か月(小児)	通学 1 か月(大人)運賃×0.5			
	通学 3 か月(大人)	基準運賃×(90+端数の日数)×2×0.6×0.95			
	通学 3 か月(中学生)	基準運賃×(90+端数の日数)×2×0.55×0.95			
	通学 3 か月(小児)	通学 3 か月(大人)運賃×0.5			

券 種 別		運 賃				備 考
普 通 券		大 人		小 児		1 <>内は1円単位運賃 2 定期券は荒川線内乗降自由
		170 < I C 168 >		90 < I C 84 >		
定期券	区 分	通 勤	通 学			3 小児は6歳以上12歳未満 4 幼児(1歳以上6歳未満)は同伴者一人につき二人まで無料。それ以外の場合は小児として扱う。 5 乳児(1歳未満)は無料 6 通学学期定期券はH11. 4. 5から発売 通用期間は、1、2学期は有効開始日から110日間 3学期は75日間 有効開始日は、 1学期は4月1日～4月10日 2学期は9月1日～9月10日 3学期は1月1日～1月15日
			大 人	中学生	小 児	
	1 か月	7,460	5,930	5,430	2,970	
	3 か月	21,260	16,900	15,480	8,450	
	6 か月	40,280	32,020	29,320	16,010	
	定 額	10,000	——	——	——	
	1、2 学期	——	18,480	16,920	9,240	
	3 学期	——	12,600	11,540	6,300	
PASMO (ICカード、モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMO)		発 売 額		初回発売はデポジット500円を含む。(モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMOを除く。) 繰り返しチャージして使用可 PASMO加盟事業者及びSuica取扱事業者 その他、Kitaca、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCAの各事業者間で相互利用可		
		1,000円から 20,000円 (1,000円単位)				
回 数 券		170円券×6枚+100円券 90円券×12枚+40円券		1,000円(10.7%引) 1,000円(10.7%引)		
都電一日乗車券		大 人 400円		小 児 200円		
貸 切 (1車につき)		普 通 13,820円 学 生 12,290円		小 児 7,680円		

券 種 別					備 考
普 通 券	乗車キロ数		大人	小児	1 <>内は1円単位運賃
	1区	1～4km	180 < I C 178>	90 < I C 89>	2 乗車キロ1km未満は1kmに切り上げる。
	2区	5～9km	220 < I C 220>	110 < I C 110>	3 各駅相互間の普通運賃は別紙参照
	3区	10～15km	280 < I C 272>	140 < I C 136>	4 回数券は発売の日から3か月間有効で発駅フリー
	4区	16～21km	330 < I C 325>	170 < I C 162>	5 小児は6歳以上12歳未満
	5区	22～27km	380 < I C 377>	190 < I C 188>	6 幼児(1歳以上6歳未満)は6歳以上の同伴者一人につき二人まで無料。それ以外の場合は小児として扱う。
	6区	28～46km	430 < I C 430>	220 < I C 215>	
	目黒～白金高輪間の特定区間		180 < I C 178>	90 < I C 89>	
定 期 券	別 紙 定 期 旅 客 運 賃 表 参 照				
PASMO (ICカード、モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMO)	発売額		初回発売はデポジット500円を含む。 (モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMOを除く。)繰り返しチャージして使用可。 PASMO加盟事業者及びSuica取扱事業者 その他、Kitaca、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCAの各事業者間で相互利用可。		7 乳児(1歳未満)は無料
	1,000円から20,000円(1,000円単位)				8 運賃計算上10円未満の端数を生じた場合は10円に切り上げる。ただし、1円単位運賃の場合は1円未満の端数を切り捨てる。
回 数 券	1組11枚券片 乗車区間の10円単位普通運賃額を10倍した金額に対して ・身体障害者の割引率50% ・知的障害者の割引率50% ・通信制課程高校生の割引率50% ・放送大学生の割引率20%				9 普通回数乗車券はR5.3.17で発売終了
団 体	学生団体	26～299人		25%割引	
		300人以上		30%割引	
	普通団体	25～299人		17%割引	
		300人以上		20%割引	
100人以下の団体は一人を無賃扱い					
101人以上の団体は二人を無賃扱い					

会 社 名	種 類	乗 継 割 引 運 賃 制 度
東 京 メ ト ロ	普通券	両者の合算額から大人70円を差し引いた額 小児は大人運賃の半額（H12.12.12改定）
	定期券	両者の定期運賃をそれぞれ15%引きした額の合算額 （S38.2.28改定）
京成電鉄、京浜急行 電鉄、京王電鉄、 小田急電鉄、東武鉄 道、西武鉄道及び東 急電鉄	普通券	接続駅を境界として、都営地下鉄2駅と京成線、京急線、京王線、小田急線、東武線、西武線及び東急線の初乗り運賃区間とを連絡して乗車するときの普通運賃は、それぞれの運賃の合算額から大人20円、小児10円を差し引いた額（S59.7.4改定。ただし、東武線はH4.2.5に、西武線練馬・中井接続はH7.9.1に、新宿西口接続はH14.4.1に、東急線はH12.9.26に、小田急線はH12.12.12に、京王線はH20.6.14にそれぞれ改定） なお、大江戸線と小田急線の乗り継ぎ割引は、都庁前と西新宿五丁目に限る。
北 総 鉄 道	普通券	京成線「押上・京成高砂間」を通過し、都営線と北総線とを連絡して乗車するときの普通運賃は、それぞれの運賃の合算額から大人30円、小児20円を差し引いた額。ただし、北総線の10kmを超える区間を乗車するときは、大人40円、小児20円を差し引いた額（H3.3.31から実施）
	定期券	京成線「押上・京成高砂間」を通過し、都営線と北総線とを連絡して乗車するときの定期運賃は、それぞれの定期運賃をそれぞれ5%引きした額の合算額（H3.3.31から実施）

券 種 別					備 考
普通券	乗車キロ数		大人	小児	1 <>内は1円単位運賃
	1区	1～2km	170 < I C 168 >	90 < I C 84 >	2 乗車キロ1km未満は1kmに切り上げる。
	2区	3～4km	240 < I C 231 >	120 < I C 115 >	3 各駅相互間の普通運賃は別紙参照
	3区	5～7km	290 < I C 283 >	150 < I C 141 >	4 回数券は発売の日から3か月間有効で発駅フリー
	4区	8～10km	340 < I C 335 >	170 < I C 167 >	
定期券	別紙 日暮里・舎人ライナー旅客運賃表 参照				
PASMO (ICカード、モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMO)	発 売 額	初回発売はデビット500円を含む。 (モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMOを除く。) 繰り返しチャージして使用可 PASMO加盟事業者及びSuica取扱事業者 その他、Kitaca、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SU-GOCAの各事業者間で相互利用可			5 小児は6歳以上12歳未満
	1,000円 から 20,000円 (1,000円単位)				6 幼児(1歳以上6歳未満)は6歳以上の同伴者一人につき二人まで無料。それ以外の場合は小児として扱う。
回数券	1組11枚券片 乗車区間の10円単位普通運賃額を10倍した金額に対して ・身体障害者の割引率50% ・知的障害者の割引率50% ・通信制課程高校生の割引率50% ・放送大学生の割引率20%				7 乳児(1歳未満)は無料
団 体	学生団体	26～299人 300人以上	25%割引 30%割引	9 普通回数乗車券はR5.3.17で発売終了	
	普通団体	25～299人 300人以上	17%割引 20%割引		
	100人以下の団体は一人を無賃扱い 101人以上の団体は二人を無賃扱い				
貸 切	片 道 (1編成に付き)		32,300円		

種 別	運 賃
都電、都営バス連絡定期乗車券	都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの各運賃から10%割引した額の合算額 10円未満の端数は、都電、都営バスは10円単位に四捨五入、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーは10円単位に切り上げる。
都営バス、都営地下鉄連絡定期乗車券	
都電、都営地下鉄連絡定期乗車券	
都電、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券	
都営バス、日暮里・舎人ライナー連絡定期乗車券	

1) 都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券

(都営まるごときっぷ (S52. 5. 6 発売開始、H7. 3. 1 運賃改定、H20. 3. 30 日暮里・舎人ライナーを有効区間に追加))

大人 700円

小児 350円

- ・窓口発売のものは発売日から6か月間のうち1日限り有効とし、自動券売機、都電及び都営バス車内で発売されたものは、発売日当日のみ有効
- ・都電、都営バス(深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く。)、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに乗降自由
- ・PASMO等での利用が可能(※)

2) 都営バス一日乗車券 (H10. 4. 1 発売開始)

大人 500円

小児 250円

- ・窓口発売のものは発売日から6か月間のうち1日限り有効とし、都営バス車内で発売されたものは、発売日当日のみ有効
- ・23区内の都営バス全路線(深夜バスその他交通局規程で定める運行系統を除く。)に乗降自由
- ・PASMO等での利用が可能

3) 都電一日乗車券 (H11. 9. 15 発売開始)

大人 400円

小児 200円

- ・窓口発売のものは発売日から6か月間のうち1日限り有効とし、都電車内で発売されたものは、発売日当日のみ有効
- ・都電荒川線に乗降自由
- ・PASMO等での利用が可能
- ・R7. 4. 1 からデジタル乗車券での利用が可能

4) 東京フリーきっぷ (S63. 4. 1 発売開始、R元. 10. 1 運賃改定)

大人 1,600円

小児 800円

- ・窓口発売のものは、発売日から1か月間のうち旅客が発売時に指定する1日に限り有効とし、自動券売機発売のものは、発売日当日のみ有効(都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、JR東日本都区内及び東京メトロ各駅で発売)
- ・都電、都営バス(深夜バス及びその他交通局規程で定める運行系統を除く。)、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、JR東日本線都区内、東京メトロ全線に乗降自由
- ・PASMO等での利用が可能(※)

5) 都営地下鉄・東京メトロ共通一日乗車券 (H12. 12. 12 発売開始、H26. 4. 1 前売り発売開始、H29. 4. 1 運賃改定)

大人 900円

小児 450円

- ・当日券は、都営地下鉄及び東京メトロ各駅の自動券売機で発売し、発売当日のみ有効
- ・前売りは、都営地下鉄の各駅窓口及び東京メトロの定期券発売所で発売し、裏面記載の有効期間のうち1日に限り有効
- ・都営地下鉄、東京メトロ全線に乗降自由
- ・PASMO等での利用が可能(※)

6) Tokyo Subway Ticket (H26. 4. 22 発売開始)

大人

24-hour Ticket 800円

48-hour Ticket 1,200円

72-hour Ticket 1,500円

小児

24-hour Ticket 400円

48-hour Ticket 600円

72-hour Ticket 750円

- ・国内外の旅行者を対象に、24時間券、48時間又は72時間有効な企画乗車券(H28. 3. 26から、1日券・2日券・3日券を24時間券・48時間券・72時間券に変更)
- ・都営地下鉄、東京メトロ全線に乗降自由
- ・羽田、成田空港や地方の旅行代理店等の指定箇所のみで発売
- ・PASMO等での利用が可能(※)

※ モバイルPASMO、Apple PayのPASMO及びGoogle PayのPASMOを除く。

日暮里・舎人ライナー 旅客運賃表

(令和7年4月1日現在)

普通旅客運賃、駅間キロ程表													〔上段：ICカード・1円単位 下段：きっぷ・10円単位〕		
													(単位：円)		
日 暮 里		168	168	231	231	283	283	283	283	283	335	335	335		
		170	170	240	240	290	290	290	290	290	340	340	340		
0.7	西 日 暮 里	168	168	231	231	283	283	283	283	283	335	335	335		
		170	170	240	240	290	290	290	290	290	340	340	340		
1.7	1.0	赤土小学校前	168	168	231	231	231	283	283	283	335	335	335		
			170	170	240	240	290	290	290	290	290	340	340	340	
2.4	1.7	0.7	熊 野 前	168	168	231	231	231	283	283	283	335	335		
				170	170	240	240	290	290	290	290	290	340	340	340
3.0	2.3	1.3	0.6	足立小台	168	168	231	231	231	283	283	283	335		
					170	170	240	240	290	290	290	290	290	340	340
4.1	3.4	2.4	1.7	1.1	扇 大 橋	168	168	168	231	231	283	283	283		
						170	170	170	240	240	290	290	290	290	340
4.6	3.9	2.9	2.2	1.6	0.5	高 野	168	168	231	231	283	283	283		
							170	170	240	240	290	290	290	290	290
5.2	4.5	3.5	2.8	2.2	1.1	0.6	江 北	168	168	231	231	283	283		
								170	170	240	240	290	290	290	290
6.0	5.3	4.3	3.6	3.0	1.9	1.4	0.8	西新井大師西	168	168	231	231	283		
									170	170	240	240	290	290	290
6.8	6.1	5.1	4.4	3.8	2.7	2.2	1.6	0.8	谷 在 家	168	168	231	231		
										170	170	240	240	290	290
7.7	7.0	6.0	5.3	4.7	3.6	3.1	2.5	1.7	0.9	舎 人 公 園	168	168	231		
											170	170	240	240	290
8.7	8.0	7.0	6.3	5.7	4.6	4.1	3.5	2.7	1.9	1.0	舎 人	168	168		
												170	170	240	240
9.7	9.0	8.0	7.3	6.7	5.6	5.1	4.5	3.7	2.9	2.0	1.0	見沼代親水公園	168	168	
													170	170	240
(単位：キロメートル)															

定期旅客運賃							(単位：円)
区分		通勤			通学		
キロ程		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
1	キロメートル	6,510	18,560	35,160	2,980	8,500	16,100
2	〃	7,730	22,040	41,750	3,560	10,150	19,230
3	〃	8,960	25,540	48,390	4,120	11,750	22,250
4	〃	10,190	29,050	55,030	4,690	13,370	25,330
5	〃	10,990	31,330	59,350	5,060	14,430	27,330
6	〃	11,800	33,630	63,720	5,420	15,450	29,270
7	〃	12,630	36,000	68,210	5,810	16,560	31,380
8	〃	13,040	37,170	70,420	5,990	17,080	32,350
9	〃	13,440	38,310	72,580	6,180	17,620	33,380
10	〃	13,850	39,480	74,790	6,370	18,160	34,400

都バス、日暮里・舎人ライナー連絡定期旅客運賃(単位:円)						
キロ程	区分	通勤			通学 (高校生以上)	
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月
1	キロメートル	14,370	40,950	77,580	9,490	27,070
2	〃	15,470	44,080	83,520	10,010	28,550
3	〃	16,580	47,240	89,510	10,510	29,980
4	〃	17,690	50,410	95,510	11,030	31,460
5	〃	18,410	52,460	99,390	11,360	32,400
6	〃	19,130	54,510	103,280	11,680	33,310
7	〃	19,880	56,650	107,330	12,030	34,310
8	〃	20,250	57,700	109,330	12,200	34,790
9	〃	20,610	58,730	111,270	12,370	35,280
10	〃	20,980	59,780	113,270	12,540	35,760

都電、日暮里・舎人ライナー連絡定期旅客運賃(単位:円)						
キロ程	区分	通勤			通学 (高校生以上)	
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月
1	キロメートル	12,570	35,830	67,880	8,030	22,890
2	〃	13,670	38,960	73,820	8,550	24,370
3	〃	14,780	42,120	79,810	9,050	25,800
4	〃	15,890	45,290	85,810	9,570	27,280
5	〃	16,610	47,340	89,690	9,900	28,220
6	〃	17,330	49,390	93,580	10,220	29,130
7	〃	18,080	51,530	97,630	10,570	30,130
8	〃	18,450	52,580	99,630	10,740	30,610
9	〃	18,810	53,610	101,570	10,910	31,100
10	〃	19,180	54,660	103,570	11,080	31,580

- 注1：旅客運賃計算上、キロ程の1キロ未満の端数は1キロ単位に切り上げます。
- 注2：小児の普通旅客運賃(10円単位運賃)及び定期旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し、10円未満の端数は10円単位に切り上げます。
- 注3：小児普通旅客運賃(1円単位運賃)は、大人普通旅客運賃(1円単位運賃)を折半し、1円未満の端数は切り捨てます。
- 注4：連絡定期旅客運賃の算出方法
都電、都バス、日暮里・舎人ライナーそれぞれの運賃から10%引きした額を端数計算し、合算します。
(都電、都バスは10円単位に四捨五入、日暮里・舎人ライナーは10円単位に切り上げます。)
- ①1ヶ月 それぞれの定期旅客運賃を10%割引
②3ヶ月 (都バス) 3ヶ月定期旅客運賃から10%割引
(都電、日暮里・舎人ライナー) ①で得た1ヶ月定期旅客運賃をそれぞれ3倍し、さらに5%割引
③6ヶ月 (都バス) 1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、10%割引した額を端数計算してさらに10%割引
(都電、日暮里・舎人ライナー) ①で得た1ヶ月定期旅客運賃をそれぞれ6倍し、さらに10%割引
- 注5：日暮里・舎人ライナーと都電又は都バス連絡の通学(中学生)定期旅客運賃
通学(高校生以上)定期旅客運賃から、次の金額を差し引いた額となります。
- 都バス、日暮里・舎人ライナー・・・1ヶ月 560円、3ヶ月 1,620円、6ヶ月 3,060円
●都電、日暮里・舎人ライナー・・・1ヶ月 450円、3ヶ月 1,280円、6ヶ月 2,430円

団体旅客運賃割引

種別	構成人員及び割引率		無賃扱人員
	人員	割引率	
学生	26人以上	2割5分	100人まで うち1人
	300人以上	3割	
普通	25人以上	1割7分	101人以上 うち2人
	300人以上	2割	

参考資料

(令和7年4月1日現在)

都電・都バス
都電・都営地下鉄
都バス・都営地下鉄

連絡定期旅客運賃表

(単位：円)

都電・都営地下鉄連絡定期旅客運賃									
キロ程	区分		通 動			通 学 (高校生以上)			
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	1か月	3か月	6か月	1か月
1	12,530	35,710	67,660	8,220	23,430	23,430	44,400		
2	12,860	36,650	69,440	8,460	24,120	45,690			
3	13,200	37,620	71,280	8,700	24,800	46,990			
4	13,540	38,590	73,120	8,940	25,480	48,280			
5	13,860	39,500	74,840	9,180	26,170	49,580			
6	14,210	40,500	76,730	9,420	26,850	50,880			
7	14,540	41,440	78,520	9,610	27,390	51,900			
8	14,820	42,240	80,030	9,810	27,960	52,980			
9	15,120	43,090	81,650	10,000	28,510	54,010			
10	15,420	43,950	83,270	10,190	29,050	55,030			
11	15,710	44,770	84,830	10,380	29,590	56,060			
12	15,940	45,430	86,080	10,570	30,130	57,090			
13	16,180	46,110	87,370	10,720	30,560	57,900			
14	16,430	46,830	88,720	10,860	30,960	58,650			
15	16,670	47,510	90,020	11,010	31,390	59,460			
16	16,850	48,020	90,990	11,100	31,640	59,950			
17	17,050	48,590	92,070	11,190	31,900	60,430			
18	17,240	49,140	93,100	11,300	32,210	61,030			
19	17,430	49,680	94,120	11,390	32,470	61,510			
20	17,570	50,080	94,980	11,480	32,720	62,000			
21	17,720	50,500	95,690	11,540	32,890	62,320			
22	17,870	50,930	96,500	11,580	33,010	62,540			
23	18,010	51,330	97,250	11,640	33,180	62,860			
24	18,110	51,610	97,790	11,680	33,290	63,080			
25	18,200	51,870	98,280	11,730	33,440	63,350			
26	18,300	52,160	98,920	11,780	33,560	63,620			
27	18,400	52,440	99,360	11,820	33,690	63,840			
28	18,440	52,560	99,580	11,870	33,840	64,110			
29	18,490	52,700	99,850	11,910	33,950	64,320			
30	18,530	52,810	100,060	11,950	34,060	64,540			
31	18,580	52,950	100,330	11,980	34,150	64,700			
32	18,620	53,070	100,550	12,000	34,210	64,810			
33	18,650	53,150	100,710	12,040	34,320	65,020			
34	18,680	53,240	100,870	12,070	34,410	65,190			
35	18,700	53,300	100,980	12,090	34,460	65,290			
36	18,730	53,380	101,140	12,120	34,550	65,460			
37	18,760	53,470	101,300	12,150	34,630	65,620			
38	18,780	53,520	101,410	12,180	34,720	65,780			
39	18,810	53,610	101,570	12,200	34,780	65,890			
40	18,850	53,720	101,790	12,230	34,860	66,050			
41	18,870	53,780	101,900	12,270	34,980	66,270			
42	18,900	53,870	102,060	12,300	35,060	66,430			
43	18,940	53,980	102,280	12,330	35,150	66,590			
44	18,960	54,040	102,380	12,360	35,200	66,750			
45	18,990	54,120	102,550	12,380	35,290	66,860			
46	19,020	54,210	102,710	12,410	35,370	67,020			

注2. 都営地下鉄と都電又は都バス連絡の通学 (中学生) 定期旅客運賃
通学 (高校生以上) 定期旅客運賃から、次の金額を差し引いた額となります。
●都バス・都営地下鉄・・・1か月 560円、 3か月 1,620円、 6か月 3,060円
●都電・都営地下鉄・・・1か月 450円、 3か月 1,280円、 6か月 2,430円

都バス・都営地下鉄連絡定期旅客運賃									
キロ程	区分		通 動			通 学 (高校生以上)			
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	1か月	3か月	6か月	1か月
1	14,330	40,830	77,360	9,680	27,610	52,300			
2	14,660	41,770	79,140	9,920	28,300	53,590			
3	15,000	42,740	80,980	10,160	28,980	54,890			
4	15,340	43,710	82,820	10,400	29,660	56,180			
5	15,660	44,620	84,540	10,640	30,350	57,480			
6	16,010	45,620	86,430	10,880	31,030	58,780			
7	16,340	46,560	88,220	11,070	31,570	59,900			
8	16,620	47,360	89,730	11,270	32,140	60,880			
9	16,920	48,210	91,350	11,460	32,690	61,910			
10	17,220	49,070	92,970	11,650	33,230	62,930			
11	17,510	49,890	94,530	11,840	33,770	63,960			
12	17,740	50,550	95,780	12,030	34,310	64,990			
13	17,980	51,230	97,070	12,180	34,740	65,800			
14	18,230	51,950	98,420	12,320	35,140	66,550			
15	18,470	52,630	99,720	12,470	35,560	67,360			
16	18,650	53,140	100,690	12,560	35,820	67,850			
17	18,850	53,710	101,770	12,650	36,080	68,330			
18	19,040	54,260	102,800	12,760	36,390	68,930			
19	19,230	54,800	103,820	12,850	36,650	69,410			
20	19,370	55,200	104,580	12,940	36,900	69,900			
21	19,520	55,620	105,390	13,000	37,070	70,220			
22	19,670	56,050	106,200	13,040	37,190	70,440			
23	19,810	56,450	106,950	13,100	37,360	70,760			
24	19,910	56,730	107,490	13,140	37,470	70,980			
25	20,000	56,990	107,980	13,190	37,620	71,250			
26	20,100	57,280	108,520	13,240	37,760	71,520			
27	20,200	57,560	109,060	13,280	37,870	71,740			
28	20,240	57,680	109,280	13,330	38,020	72,010			
29	20,290	57,820	109,550	13,370	38,130	72,220			
30	20,330	57,930	109,760	13,410	38,240	72,440			
31	20,380	58,070	110,030	13,440	38,330	72,600			
32	20,420	58,190	110,250	13,460	38,390	72,710			
33	20,450	58,270	110,410	13,500	38,500	72,920			
34	20,480	58,360	110,570	13,530	38,590	73,090			
35	20,500	58,420	110,680	13,550	38,640	73,190			
36	20,530	58,500	110,840	13,580	38,730	73,360			
37	20,560	58,590	111,000	13,610	38,810	73,520			
38	20,580	58,640	111,110	13,640	38,900	73,680			
39	20,610	58,730	111,270	13,660	38,960	73,790			
40	20,650	58,840	111,490	13,690	39,040	73,950			
41	20,670	58,900	111,600	13,730	39,160	74,170			
42	20,700	58,990	111,760	13,760	39,240	74,330			
43	20,740	59,100	111,980	13,790	39,330	74,490			
44	20,760	59,160	112,080	13,820	39,410	74,650			
45	20,790	59,240	112,250	13,840	39,470	74,760			
46	20,820	59,330	112,410	13,870	39,550	74,920			

注1. 連絡定期旅客運賃の算出方法
都電・都バス・都営地下鉄それぞれの運賃から10%引きした額を増徴計算し、合算します。
①1か月 それぞれの10円単位に四捨五入、都営地下鉄は10円単位に切り上げます。
②3か月 ①の3倍
③6か月 ①の6倍
④10か月 ①の10倍
⑤15か月 ①の15倍
⑥20か月 ①の20倍
⑦25か月 ①の25倍
⑧30か月 ①の30倍
⑨35か月 ①の35倍
⑩40か月 ①の40倍
⑪45か月 ①の45倍
⑫50か月 ①の50倍
⑬55か月 ①の55倍
⑭60か月 ①の60倍
⑮65か月 ①の65倍
⑯70か月 ①の70倍
⑰75か月 ①の75倍
⑱80か月 ①の80倍
⑲85か月 ①の85倍
⑳90か月 ①の90倍
㉑95か月 ①の95倍
㉒100か月 ①の100倍
㉓105か月 ①の105倍
㉔110か月 ①の110倍
㉕115か月 ①の115倍
㉖120か月 ①の120倍
㉗125か月 ①の125倍
㉘130か月 ①の130倍
㉙135か月 ①の135倍
㉚140か月 ①の140倍
㉛145か月 ①の145倍
㉜150か月 ①の150倍
㉝155か月 ①の155倍
㉞160か月 ①の160倍
㉟165か月 ①の165倍
㊱170か月 ①の170倍
㊲175か月 ①の175倍
㊳180か月 ①の180倍
㊴185か月 ①の185倍
㊵190か月 ①の190倍
㊶195か月 ①の195倍
㊷200か月 ①の200倍
㊸205か月 ①の205倍
㊹210か月 ①の210倍
㊺215か月 ①の215倍
㊻220か月 ①の220倍
㊼225か月 ①の225倍
㊽230か月 ①の230倍
㊾235か月 ①の235倍
㊿240か月 ①の240倍
㊿245か月 ①の245倍
㊿250か月 ①の250倍
㊿255か月 ①の255倍
㊿260か月 ①の260倍
㊿265か月 ①の265倍
㊿270か月 ①の270倍
㊿275か月 ①の275倍
㊿280か月 ①の280倍
㊿285か月 ①の285倍
㊿290か月 ①の290倍
㊿295か月 ①の295倍
㊿300か月 ①の300倍
㊿305か月 ①の305倍
㊿310か月 ①の310倍
㊿315か月 ①の315倍
㊿320か月 ①の320倍
㊿325か月 ①の325倍
㊿330か月 ①の330倍
㊿335か月 ①の335倍
㊿340か月 ①の340倍
㊿345か月 ①の345倍
㊿350か月 ①の350倍
㊿355か月 ①の355倍
㊿360か月 ①の360倍
㊿365か月 ①の365倍
㊿370か月 ①の370倍
㊿375か月 ①の375倍
㊿380か月 ①の380倍
㊿385か月 ①の385倍
㊿390か月 ①の390倍
㊿395か月 ①の395倍
㊿400か月 ①の400倍
㊿405か月 ①の405倍
㊿410か月 ①の410倍
㊿415か月 ①の415倍
㊿420か月 ①の420倍
㊿425か月 ①の425倍
㊿430か月 ①の430倍
㊿435か月 ①の435倍
㊿440か月 ①の440倍
㊿445か月 ①の445倍
㊿450か月 ①の450倍
㊿455か月 ①の455倍
㊿460か月 ①の460倍
㊿465か月 ①の465倍
㊿470か月 ①の470倍
㊿475か月 ①の475倍
㊿480か月 ①の480倍
㊿485か月 ①の485倍
㊿490か月 ①の490倍
㊿495か月 ①の495倍
㊿500か月 ①の500倍
㊿505か月 ①の505倍
㊿510か月 ①の510倍
㊿515か月 ①の515倍
㊿520か月 ①の520倍
㊿525か月 ①の525倍
㊿530か月 ①の530倍
㊿535か月 ①の535倍
㊿540か月 ①の540倍
㊿545か月 ①の545倍
㊿550か月 ①の550倍
㊿555か月 ①の555倍
㊿560か月 ①の560倍
㊿565か月 ①の565倍
㊿570か月 ①の570倍
㊿575か月 ①の575倍
㊿580か月 ①の580倍
㊿585か月 ①の585倍
㊿590か月 ①の590倍
㊿595か月 ①の595倍
㊿600か月 ①の600倍
㊿605か月 ①の605倍
㊿610か月 ①の610倍
㊿615か月 ①の615倍
㊿620か月 ①の620倍
㊿625か月 ①の625倍
㊿630か月 ①の630倍
㊿635か月 ①の635倍
㊿640か月 ①の640倍
㊿645か月 ①の645倍
㊿650か月 ①の650倍
㊿655か月 ①の655倍
㊿660か月 ①の660倍
㊿665か月 ①の665倍
㊿670か月 ①の670倍
㊿675か月 ①の675倍
㊿680か月 ①の680倍
㊿685か月 ①の685倍
㊿690か月 ①の690倍
㊿695か月 ①の695倍
㊿700か月 ①の700倍
㊿705か月 ①の705倍
㊿710か月 ①の710倍
㊿715か月 ①の715倍
㊿720か月 ①の720倍
㊿725か月 ①の725倍
㊿730か月 ①の730倍
㊿735か月 ①の735倍
㊿740か月 ①の740倍
㊿745か月 ①の745倍
㊿750か月 ①の750倍
㊿755か月 ①の755倍
㊿760か月 ①の760倍
㊿765か月 ①の765倍
㊿770か月 ①の770倍
㊿775か月 ①の775倍
㊿780か月 ①の780倍
㊿785か月 ①の785倍
㊿790か月 ①の790倍
㊿795か月 ①の795倍
㊿800か月 ①の800倍
㊿805か月 ①の805倍
㊿810か月 ①の810倍
㊿815か月 ①の815倍
㊿820か月 ①の820倍
㊿825か月 ①の825倍
㊿830か月 ①の830倍
㊿835か月 ①の835倍
㊿840か月 ①の840倍
㊿845か月 ①の845倍
㊿850か月 ①の850倍
㊿855か月 ①の855倍
㊿860か月 ①の860倍
㊿865か月 ①の865倍
㊿870か月 ①の870倍
㊿875か月 ①の875倍
㊿880か月 ①の880倍
㊿885か月 ①の885倍
㊿890か月 ①の890倍
㊿895か月 ①の895倍
㊿900か月 ①の900倍
㊿905か月

7 都民に対する運賃の優遇措置一覧表

(令和7年4月1日)

種 別	対 象	区 分	本 人	乗 合 バ ス	路 面 電 車	地 下 鉄 道	日 暮 里・舎 人 ラ イ ナー	備 考
身 体 障 害 者	「身体障害者福祉法」の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「身体障害者福祉法施行規則」に定める1級から6級までの者		介護者	普通券 50%割引 定期券 30%割引	普通券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	都民以外は本人・介護者とも手帳提示により割引措置 ※1・2
知 的 障 害 者	「療育手帳制度要綱」の規定により療育手帳（東京都では愛の手帳）の交付を受けている者		本人		無 料	乗 車 券		都民以外は本人・介護者とも手帳提示により割引措置 ※1・2
精 神 障 害 者	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		本人	普通券 50%割引 定期券 30%割引	普通券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	都民以外は本人・介護者とも手帳提示により割引措置 ※1・2
戦 傷 病 者	「戦傷病者特別援護法」の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が恩給法上の特別1項症から第6項症まで及び第1款症から第5款症までに該当する者		本人	普通券 50%割引 定期券 30%割引	普通券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	都民以外は本人・介護者とも手帳提示により割引措置 ※1・2
原 爆 被 爆 者	「生活保護法」の規定による保護を受けている世帯の世帯主又はその世帯主が指定する者1名。ただし、同法第19条第1項第2号に該当する者で、継続して保護を受けている期間が3か月未満の者を除く。		本人		無 料	乗 車 券		手帳提示での割引措置なし
生 活 保 護 世 帯	「生活保護法」の規定による保護を受けている世帯の世帯主又はその世帯主が指定する者1名。ただし、同法第19条第1項第2号に該当する者で、継続して保護を受けている期間が3か月未満の者を除く。		本人		無 料	乗 車 券		手帳提示での割引措置なし
中 国 残 留 邦 人 等	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に規定する支援給付を受けている者又はその特定配偶者		本人・特定配偶者		無 料	乗 車 券		
児 童 扶 養 手 当 受 給 世 帯	「児童扶養手当法」の規定による児童扶養手当受給者又は当該手当受給者と生計を同一にする者で、当該手当受給者が指定した者1名		本人		無 料	乗 車 券		
被 救 護 者	①「児童福祉法」に規定する児童養護施設又は児童自立支援施設に入所している者 ②「生活保護法」⑬「社会福祉法」⑭「老人福祉法」⑮「少年院法」⑯「犯罪者予防更正法」の適用を受けた施設に入所している者 ⑰「生活保護法」⑱「社会福祉法」⑲「老人福祉法」⑳「少年院法」㉑「犯罪者予防更正法」の適用を受けた施設に入所している者 ⑲「生活保護法」⑳「社会福祉法」㉑「老人福祉法」㉒「少年院法」㉓「犯罪者予防更正法」の適用を受けた施設に入所している者		付添人 本人・付添人 本人・付添人	普通券 50%割引 定期券 30%割引	普通券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引 定期券 50%割引	都民以外は本人・付添人とも割引措置
大 学 夜 間 部 学 生・定 時 制 高 校 生 徒	「学校教育法」に規定する通信制の学生・生徒		本人		通 学 定 期 券 を 無 料 で 発 行			
通 信 教 育 学 生・徒	「学校教育法」に規定する通信制の学生・生徒		高等学校生徒 大 学 学 生	普通券 20%割引 回数券 20%割引	普通券 20%割引 回数券 20%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引	普通券 50%割引 回数券 50%割引	都民以外も割引措置あり
老 人	「放送大学学園法」により設置された大学の全科履修生及び大学院の修士全科生		本人	普通券 20%割引 回数券 20%割引	普通券 20%割引 回数券 20%割引	普通券 20%割引 回数券 20%割引	1,000円（区市町村民税非課税） 20,510円（区市町村民税課税） ※令和7年10月以降、制度見直しまでの軽減措置として、12,000円に引き下げ	

(注) 地下鉄の身体、精神障害者に対する割引

- (1) 東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程に定める第一種身体障害者及びその介護者…普通券・回数券50%割引
- (2) 東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程に定める第一種身体障害者及びその介護者並びに12歳未満の第二種身体障害者の介護者…定期券50%割引(小児を除く。)
- (3) 東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程に定める第一種精神障害者及びその介護者…普通券・回数券50%割引
- (4) 東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程に定める第一種精神障害者及びその介護者並びに12歳未満の第二種精神障害者の介護者…定期券50%割引(小児を除く。)

※1 手帳に代えマイナンバー・連絡済み「マイID」の提示でも可

※2 障がい者用PASMO・Suica利用時は手帳の提示は不要

参 考 資 料

東京都交通局
単位:10円

[illegible][illegible]

指定区間の普通旅客運賃（往復・自由金高崎駅相互間迄）			
●普通旅客運賃（１円単位運賃）			
目黒、白倉台、自由金高崎の駅を相互に発着する場合はこの運賃を適用し ます	I C S D 旅客運賃表		
	小児	小児	
	1 7 9	8 9	

※ 普通旅客運賃計算上、キロ程の１キロ未満の端数は１キロ単位に切り上げます。

※ 小児普通旅客運賃（１円単位運賃）は、大人普通旅客運賃（１円単位運賃）を半額とし、１キロ未満の端数は切り捨てます。

※ 普通旅客運賃とは、全乗客が同一乗車し、経路のキロ程で計算します。
ただし、乗客別及び乗日未乗駅・乗降順山荘での乗降は、乗降順序での運賃が必要となります。

8 事業所一覧表

(令和7年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話番号
本局	新宿区西新宿二丁目8番1号	(5320) 6026
研修所	江東区東雲二丁目7番41号	(3528) 3331
品川自動車営業所	品川区北品川一丁目5番12号	(3474) 4768
港南支所	港区港南四丁目7番1号	(5461) 3479
渋谷自動車営業所	渋谷区東二丁目25番36号	(3407) 9671
新宿支所	新宿区西新宿三丁目19番1号	(3377) 5334
小滝橋自動車営業所	中野区東中野五丁目30番2号	(3368) 7977
杉並支所	杉並区梅里一丁目14番22号	(3311) 4177
早稲田自動車営業所	新宿区西早稲田一丁目9番23号	(3208) 3491
青梅支所	青梅市森下町554番地	0428 (23) 0288
巣鴨自動車営業所	豊島区巣鴨二丁目9番8号	(3917) 2492
北自動車営業所	北区神谷三丁目10番6号	(3903) 6137
練馬支所	練馬区豊玉上二丁目7番	(3993) 0431
千住自動車営業所	足立区梅田二丁目3番11号-101	(3880) 1141
南千住自動車営業所	荒川区南千住二丁目33番1号	(3802) 1572
青戸支所	葛飾区白鳥一丁目8番1号	(3693) 4765
江東自動車営業所	墨田区江東橋四丁目30番10号	(3632) 5487
江戸川自動車営業所	江戸川区中葛西四丁目9番11号	(3687) 9073
臨海支所	江戸川区臨海町四丁目1番1号	(3877) 8684
深川自動車営業所	江東区東雲二丁目7番41号	(3529) 3324
有明自動車営業所	江東区有明三丁目9番25号	(6380) 7723
自動車工場	江東区東雲二丁目7番41号	(3528) 3101
荒川電車営業所	荒川区西尾久八丁目33番7号	(3893) 7451
都庁前駅務管区	新宿区西新宿二丁目8番1号	(5322) 0255
巣鴨駅務管区	豊島区巣鴨三丁目27番7号	(3917) 0217
馬喰駅務管区	中央区日本橋横山町4番13号	(3661) 4561
門前仲町駅務管区	江東区門前仲町二丁目5番2号先	(5620) 2997
大門駅務管区	港区浜松町二丁目3番4号	(3459) 6721

事業所名	所在地	電話番号
日比谷駅務管区	千代田区有楽町一丁目13番1号先	(3211) 1901
泉岳寺乗務管理所	港区三田三丁目11番24号 国際興業 三田第二ビル2F	(5445) 7025
高島平乗務管理所	板橋区高島平九丁目1番1号	(3931) 3465
大島乗務管理所	江東区大島九丁目9番22号	(3636) 6658
清澄乗務管理所	江東区清澄三丁目11番4号	(5620) 9811
日暮里・舎人営業所	荒川区西日暮里二丁目19番2号	(5837) 2632
※このほか、総合指令所がある。		
馬込車両検修場	大田区南馬込六丁目38番1号	(3775) 9616
志村車両検修場	板橋区高島平九丁目1番1号	(3934) 8860
荒川車両検修所	荒川区西尾久八丁目33番7号	(3893) 7459
舎人車両検修所	足立区古千谷二丁目10番	(5837) 2616
大島車両検修場	江東区大島九丁目8番1号	(3636) 5994
木場車両検修場	江東区木場五丁目6番7号	(5245) 4201
電気総合管理所(代々木)	渋谷区代々木一丁目35番4号	(5351) 0643
浅草線電気管理所	港区浜松町二丁目3番7号	(3431) 1317
三田線電気管理所	文京区本郷一丁目35番15号	(3815) 7201
荒川電気区	荒川区西尾久八丁目33番7号	(3800) 4748
舎人電気区	足立区古千谷二丁目10番	(5837) 2614
新宿線電気管理所	江東区大島九丁目9番22号	(3636) 6653
大江戸線電気管理所	江東区木場五丁目6番7号	(5245) 4202
発電事務所	青梅市御岳二丁目238番	0428 (78) 8567
※このほか、電気総合管理所(指令部門)がある。		
工務事務所	文京区本郷一丁目35番15号	(3815) 7218
地下鉄改良工事事務所	港区芝公園二丁目6番15号	(3437) 5862
馬込保線管理所	大田区南馬込六丁目38番1号	(3775) 9619
志村保線管理所	板橋区高島平九丁目1番1号	(3931) 3504
荒川保線担当	荒川区西尾久八丁目33番7号	(3800) 6979
舎人施設区	足立区古千谷二丁目10番	(5837) 2622
大島保線管理所	江東区大島九丁目9番22号	(3636) 6731
木場保線管理所	江東区木場五丁目6番7号	(5245) 4272

事業概要（令和7年版）

発行 令和7年9月

編集 東京都交通局総務部

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)6006

印刷 有限会社太平印刷

東京都豊島区長崎六丁目22番10号

電話 03-3957-3911